



暑中お見舞い  
申し上げます

# 税務と経堂

編集発行人  
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 072(431)1644

8月

(葉月) August

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	31
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

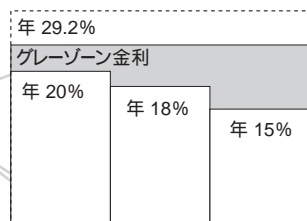
## 8月の税務と労務

- |  |   |
|--|---|
| <b>国 税</b> / 7月分源泉所得税の納付<br>8月10日                          | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中<br>間申告 8月31日                          |
| <b>国 税</b> / 6月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等) 8月31日               | <b>地方税</b> / 個人事業税第1期分の納付<br>都道府県の条例で定める日                       |
| <b>国 税</b> / 12月決算法人の中間申告<br>8月31日                         | <b>地方税</b> / 個人住民税第2期分の納付<br>市町村の条例で定める日                        |
| <b>国 税</b> / 9月、12月、3月決算法人<br>の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) 8月31日 | <b>労 務</b> / 労働保険料第2期分の納付<br>8月31日<br>(労働保険事務組合委託の場合は<br>9月14日) |

### ワンポイント 郵送等による税務書類の提出日

郵送等による国税関係書類の提出日は、原則、税務署への到着日ですが、納税申告書については、その発信日付に提出されたものとみなす規定がありました。平成18年度税制改正では、納税申告書に加え、国税庁長官が定める一定の書類についても発信日よりよいとされ、本年4月1日以後の提出書類から適用されています。

# 金利の四方山話



## 最初の利息は米の貸し借り

日本で最初の利息は米の貸し借りに伴うものだったと考えられています。貸し手が種籾を貸し出し、借り手が田にまいて稲を育て、収穫した後利息分を加えて返済したもので、日本で稲作が始まった頃から存在した可能性があるという意見もあります。

日本書紀の記述によりますと、8世紀には出挙(すいこ)と呼ばれていたようです。当時は米で税収を確保していましたので、政府が国司などの地方官を通して農民に種籾を貸し出していたようです。これを公出挙といい利息の上限は公出挙で5割、寺院などの私出挙で10割だったようです。

その後、貨幣の流通が盛んになり、室町時代には、金融業も栄え、寺院のほか、質屋にあたる「土倉」などがお金を貸し、幕府は収益の一部として徴収しました。当時の利息は年利で60%を超えていたために返済できなくなった庶民の一揆が各地で相次ぎ、幕府は借金を棒引きする徳政令を度々出したようです。

これにより貸金業者は貸し渋り、金融が停滞したといえます。

## グレーゾーン金利の廃止を検討

時代は変わり、平成18年、出資法と利息制限法で異なる貸金業者の貸出上限金利、い

わゆるグレーゾーン金利の廃止を政府や自民党で検討をしています。グレーゾーン金利とは、利息制限法に定める上限金利を超え、出資法に定める上限金利に満たない金利帯をいいます。登録を受けた貸金業者であれば、かなり容易にグレーゾーン金利による利息を受けることができ、利息制限法の上限金利は簡単に踏み越えられることになっています。

利息制限法では、「金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約」(利息契約)は、その利息が下記の利率により計算した金額を超えるとき、その超過部分につき無効と定めています(利息制限法1条1項)。

元本が10万円未満の場合...年20%

元本が10万円以上100万円未満の場合...年18%

元本が100万円以上の場合...年15%

これが、利息制限法に定める上限金利となります。利息の超過部分は無効となるため、支払う義務はありません。もっとも、超過部分を利息として任意に支払った場合には、その返還を請求することができない(同法1条2項)と定められています。

上限金利は29.2%

また、出資法(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締

りに関する法律)は、「金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合」に、年29.2%(うるう年には年29.28%。1日当たり0.08%)を超える割合による利息の契約をしたときは、「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と定めています(出資法5条2項)。

この「年29.2%」が出資法に定める上限金利となっています。出資法に定める上限金利を超えて利息の契約をすると、契約しただけで刑罰が科され、貸金業の登録取消・業務停止等の制裁が課されるため、多くの貸金業者はこの金利を超えて貸し出すことはありません。一般に、この金利を超えて貸し出す業者を闇金業者(ヤミ金)と呼んでいます。

## 出資法ができたわけ

出資法ができたのは「保全経済会事件」に端を発します。

保全経済会は1948年に設立、高配当を保証して集めた資金を使って投資を行った組合です。新規出資者の出資金で配当をしながら拡大路線をとり、自転車操業を続けていましたが、やがて経営に行き詰まり、出資金の支払いを停止したことから社会問題化し、1954年に破産しました。被害総額はおよそ44億円にもなったようです。

## 全国180万の有限会社

「会社法」が平成18年5月1日に施行され、これに伴い、昭和13年に施行された有限会社法が廃止となり、新たに有限会社を設立することができなくなりました。有限会社は日本の企業風土に適合するといわれながらもあまり活用されなかったということですが、全国で180万社を規律していた有限会社法が無くなったわけですから、関心のある関係者も相当数いるわけです。

株式会社は資本を集めやすいのですが、設立手続きや機関が複雑で、また法律の干渉も厳格を極めているので中小企業には向いていません。そこで中小企業にふさわしい企業形態が望まれ、ドイツ法の有限責任会社を受け継いでできたのが有限会社でした。

しかし、信用力の面から有限会社を敬遠する向きも多く、敢えて株式会社の形態を採用した企業も多く、そうした小規模な株式会社では、本来ならば自由に譲渡できるはずの株式について、その譲渡を制限する定款規定を設けることが恒常化し、有限会社とは名称は違いますが、機能的には極めて似ている株式会社が存在しました。

小規模な株式会社と有限会社の差異は設立時の最低資本金の額程度となってしまったため、結果として有限会社は独自の意義を失うに至ったので、会社法制定において有限会社制度は廃止されることとなったというのがこの辺の大きな経緯です。

## 特例有限会社の二つの大きなメリット

## 「押さえたいおきたい」の知識

小会社から大会社まで規定した会社法

さて、有限会社法はなくなりましたが、小規模の会社に適した機関設計を「会社法」で創ることも可能です。「会社法」は小規模の会社から大会社まで、すべて規定した会社に関する大法典なのです。

会社法施行後は、現存の有限会社は会社法体制に変更を加えなくても株式会社に移行できますが、そのような場合は特例有限会社として商号中に有限会社の文字を残さなければならず、株式会社の文字は使用できないなど各種の特例措置が施されています。

商号も株式会社に変更する場合は、有限会社の解散登記と株式会社の設立登記を同時に行う必要があります。

会社法の施行日に有限会社であった会社は、自動的に特

例有限会社に移行されました。法律的には株式会社ですが、有限会社のメリットも“特例”という配慮をして残してあります。

特例有限会社のメリット

### 決算公告をする必要がない

決算公告不要のメリットはどこにあるのでしょうか。これからの経営は小さい会社であろうと透明性が要求され、それに応えていかなければならないと考える節もあるかと思えます。従来の商法でも決算公告の義務は規定されていましたが、実際は小さな会社のほとんどが決算公告をしていなかったことは間違いありません。決算公告義務がないわけですからメリットといえるでしょう。

### 取締役の任期を定める必要がない

特例有限会社の場合は、取締役の任期を決める必要はありません。これまでの有限会社法もそうでしたし、会社法においても同様の取り扱いです。株式会社の場合は、原則は選任の時から2年内の最終の決算に関する定時株主総会の終結の時までです。大雑把に言えば原則2年で、監査役の任期は原則4年です。

これには例外があって、最大10年まで延長することができますが、10年先のことなど、忘れてしまうのが通常です。現行の2年、4年でかなりの数で取締役の選任懈怠、登記懈怠が起こっているのが実情です。

このような実情から任期を定めなくても良いのはメリットと考えるのです。



## 2007年問題の決め手は 女性活用にある！ 女性支援ビジネスも

いよいよ団塊世代が大量リタイアする2007年問題が間近に迫ってきました。その影響は様々な分野に波及します。なかでも逼迫しているのは労働力の確保。2007年から2010年にかけて、約700万人がリタイアすることが予想されます。これに対し、大企業は雇用延長や再雇用などにより人材確保を図っているようですが、中小企業の多くは十分な人材を確保できないようです。そこで俄然注目を集めているのが女性の活用です。

とくに結婚し、主婦として家庭に入ってしまった30代から50代の女性をいかに活用するかにかかってきています。ある経済研究所の試算では、日本が2002年を基点として10年後に同じ労働力を保つには、約105万人の女性の就業が必要で、そのために230万人分の保育サービス（0～5歳の就学前）が求められ

るとのことです。その条件として約2万箇所の施設、38万人の保育スタッフが必要となると言われています。そして、こうした雇用は新たに1.8兆円の所得を生み出すとはじき出しています。

もちろん子供が就学年齢になっても子育て支援は必要です。現代の女性は仕事か家庭ではなく、両立したいという人が増えていきます。「なりたい自分になるため」に利用できるものは利用するという傾向が強いです。

そのせいか最近増えているのが家事代行ビジネス。現代の家政婦派遣業的なものですが、時間帯を自由に選べ、依頼内容を限定することができるので人気のようです。このほか、女性の資格取得支援や女性経営者の支援サービス、健康管理支援など、頑張る女性を応援するビジネスもいろいろ考えられそうです。

女性専門の銀行などもあればいいかもしれません。女性がより融資を受けやすい金融機関が増えれば、女性支援ビジネスは確実に大きく広がっていくことでしょう。

### 少子高齢化で豊かなニッポン到来！

深刻化している我が国の少子高齢化問題。これまで報道されてきたのは、決まって「少ない労働力で沢山の高齢者の生活を支えなくてはならない。経済成長率はダウンし、年金受給額も減ってしまう。」という実に悲観的な側面ばかりでした。しかしここにきて、「いや、むしろ豊かになるのでは？」という明るい見通しも登場しています。それは「人口が減少しても経済規模さえ維持し続ければ、逆に一人あたりGDPは増

大する。つまり現在よりも裕福になる。」という考え方です。

経済規模を維持するためにまず必要なのが、最新技術を駆使した労働生産性の向上と、高齢者や出産後も女性が働きやすい環境を整備することによる労働力の確保です。そのほか、高齢者向けを中心とした市場開拓も必須となります。それに高齢化社会が未来永劫続くわけではなく、いずれは皆、均等に少ない時代が来るはずとの説です。

### 底堅い個人消費

日銀が総務省の家計調査からはじき出した、サラリーマン世帯の昨年の消費性向は七四・七%と、バブル期（一九九〇年）の七五・三%以来の高水準となりました。消費性向は、所得のうちどれだけを商品やサービスの購入などに振り向けたかを示しており、現在の景気回復が、底堅い個人消費にけん引されたものである点が注目されています。

総務省の労働力調査によると、三月の完全失業率は四・一%となり、四%台割れも時間の問題のようです。来春の新卒採用は売り手市場に一変し、賃金も底入れ感が強まるなど、安心感が広まっています。長く続いたデフレで、日常的な消費は「安価」が定着し、これによって生まれた金銭的な余裕と、景気回復の安心感から、レジャーをはじめとする贅沢には、財布のひもを緩めるといふ人が増えているようです。